

箱根町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町内にある空き家（売家、貸家）、共同住宅の空き室及び売地を有効活用して、地域の活性化と定住の促進を図るために実施する空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物件 次条に掲げる要件を満たす空き家（売家、貸家）、共同住宅の空き室及び売地をいう。
- (2) 所有者等 対象物件の所有者及び納税義務者をいう。
- (3) 希望者 対象物件を買うこと又は借りることを希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 対象物件の売却又は賃貸を希望する所有者等から受けた情報を登録し、町内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し、情報の提供を行う制度をいう。

(対象物件)

第3条 対象物件は、次の各号に掲げる要件を満たす物件とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 物件の所在が箱根町内であること。
- (2) 物件の所有者等が確認できること。
- (3) 売地については、宅地として使用可能な土地であること。

(申請書類)

第4条 空き家バンクに登録を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号に該当する申請書に関係書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 空き家（売家、貸家）及び共同住宅の空き室の場合 箱根町空き家バンク空き家等登録（新規・継続）申請書（第1号様式）
- (2) 売地の場合 箱根町空き家バンク売地登録（新規・継続）申請書（第2号様式）

(登録の期間等)

第5条 空き家バンクに登録する期間は、1年とする。

2 空き家バンクに継続して登録を希望する所有者等は、登録期限の1箇月前までに、前条に規定する申請書を町長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第6条 町長は、前2条の規定により申請を受けたときは、当該申請書に係る内容を審査及び調査し、箱根町空き家バンク登録決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(掲載情報の内容)

第7条 箱根町ホームページに掲載する情報の内容は、第4条の様式により申請のあった内容のうち、対象物件の概要に関するものとする。

(承諾)

第8条 町長は、希望者から掲載情報に関する問い合わせがあったときは、申請者に希望者への通知の可否を事前に確認のうえ、当該物件の申請者等の連絡先を希望者に連絡するものとする。

(登録の中止等)

第9条 申請者は、対象物件の契約の成立等により登録を中止する場合又は第4条に係る申請内容に変更が生じた場合は、速やかに箱根町空き家バンク登録中止(変更)申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(掲載の取消し)

第10条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 希望者に対して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 申請者と連絡が1箇月以上取れなかったとき。
- (4) その他町長が掲載することについて、不適切と認めたとき。

(交渉等への関与)

第11条 町長は、希望者と所有者等との間で行う交渉及び契約行為について、直接これに関与しないものとする。

(免責)

第12条 町長は、希望者と所有者等との間で生じた問題について、一切責任を負わないものとする。

(適用上の注意)

第 13 条 この要綱は、当該事業以外による物件の取引を規制するものではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。
(箱根町空き家・空き室情報ホームページ掲載要綱の廃止)
- 2 箱根町空き家・空き室情報ホームページ掲載要綱は廃止する。